

令和2年度第2回青梅市障害者地域自立支援協議会会議録

令和2年9月29日（火）

午後2時00分～午後4時00分

市役所2階204.205会議室

場 所 青梅市役所2階204・205会議室

出席委員 宮崎会長、加藤副会長、渡邊委員、大栗委員、古久保委員、
葛西委員、石井委員、大沼委員、朝長委員、星野委員、市川委
員、及川委員、厚澤委員、山崎（克）委員、遠藤委員、岡本委員、
白井委員

欠席委員 松村委員、恩田委員

議 事 1 開会
2 あいさつ
3 協議事項
4 報告事項
5 その他

資料一覧 令和2年度青梅市地域自立支援協議会委員名簿（資料1）
基本指針の概要（資料2）
計画策定構成案（資料3-1）
青梅市障害者差別解消条例の策定について（資料4）
令和2年度市内における虐待通報等の状況および対応につい
て（資料5）
第5期障害福祉計画の実績について（資料5-2）
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定行程表（案）
（資料6）
青梅市障害者差別解消条例の策定について（資料7）

1 開会

2 あいさつ

宮崎委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

ア 事業所アンケートの結果について

(資料 1)

事業所アンケート結果について資料にもとづき説明

(主な質疑、意見等)

- ・資料2の成果目標の1.6パーセント数字は、地域ごとの事情によって変えるということによろしいか。

→それぞれの都道府県や市町村が独自の計画を作る際に、一定の指針となる数字が示され地域の実情に合わせてこの数字は変わってくる可能性がある。

- ・資料2の成果目標の精神障害の包括的システムの構築では、都道府県の成果目標だということだが、青梅市ではどれくらいの数字なのか。30年度がわかれば教えていただきたい。

→市町村で把握している数字がないので、国で統計しこの数字を参照するというものになっており、今お示しできない。第5期障害福祉計画の12ページの(2)に障害児に対応した地域包括～構築ということで、青梅市でも全く取り組まないというわけではなく、～しながらということで具体的な数字等は示していない。

- ・資料の12ページにある精神障害者の情報共有や連携を行う場の構築を検討しますというのを、早急にやってほしい。今後計画の中に発展的に取り入れていただきたい。

→青梅市でも、訪問看護ステーションや相談支援事業所など、各方面の事業の方が集まって精神障害者の連絡会議を設けている。その会議を活用した形で精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築できるように検討している。一般の方も意見が言えるような形については、今後検討していく。

- ・福祉施設からの就労移行について、就労移行が1.30、B型が1.13、では、なかなか実態的には厳しいと思う。青梅市が上げている数字ならば、実数としてはどの程度の換算をしているのか、教えていただきたい。

→福祉施設から一般就労移行について、就労移行支援事業所1.30倍はあくまでも国の指針になる。実際に青梅市内に就労移行支援事業所が3か所ある。定員が6名だが、そこから一般就労された方は、ひとりふたりといった数である。就労継続B型の作業所から障害者枠で一般就労というのはなかなか難しいと思う。

- ・非常に母数が多いので、B型は。B型から就労してもなんら問題ないと思うが、母数が多くて1.23だと実数はどれくらいになるのか。
→都市部に近いところはまずは就労移行を考えていて、一般企業の受け皿も理解がある。これが西多摩や青梅の方に来ると、どちらかといえば逆転してしまっている状況にあるので、資料2にあるのは国が全国一律的に目標値を設定しており、あまり高く設定してしまうと乖離してしまう。今後青梅市の実態に合わせて協議し設定していく必要があると思う。
- ・障害福祉人材の確保は大事な観点だが、障害福祉計画の中で具体的にどこを示しているのか教えていただきたい。
→人材確保については事業所アンケートでも、人材確保は自由意見についていただいている。青梅市でも充実しつつある反面、足りない部分も多い。今後、計画の中に具体的に落とし込むのは難しいが、具体的な政策の中で、御意見をいただきながら進めていきたい。
- ・福祉計画で設定されたことを、一般就労への移行を増やすために具体的にどうするかを協議会で出されるのか。
→今後一般就労に向けての倍率を上げるに当たっても、企業との連携を実施し、就労に繋がっていけばおのずと数値も上がってくると思う。自立支援協議会、もしくは部会の協力を得ながら、市として進めていきたい。
- ・放課後デイサービスの事業者が増えているが、連絡協議会を早く作ってお互いが切磋琢磨してやっていただきたい。
→平成30年度に、自立支援協議会の日中活動・就労支援部会で、青梅市放課後等デイサービス事業所連絡協議会を立ち上げ、意見交換や研修を行っている。
- ・今回の障害福祉計画の策定に当たっては会議を開催して策定するのか、事務局等である程度もまれたものが、自立支援協議会で議論されて作られていくのか。前回の計画では、地域生活支援事業の相談枠が年間400件ずつ増えているが、400ずつ毎年上がるというのはどういう計算式なのか。どういう風に出して市は見込みとしたのかと疑問がある。数だけ増やせば質が落ちるかもしれない。見込みの数字をどのような考えで青梅市が示したもののなのかというのをお聞きしたい。

→今回も3年前と同様に会議は持たず、本日の協議会と事業所アンケート、当事者の方の計画の時にいただいた意見等を参考に案を作っていく。推計の数値については、28年度までの実績および29年度の見込み数を踏まえた推計を出している。事業所の数＝支給量・見込み量ということにもならない。実績の伸び率や支援学校の生徒数など全体的なことを鑑みて推計をする。この相談支援事業についても、障がい者サポートセンターに相談させていただきたい。

- ・地域生活支援拠点等面的整備を目指すとなると、コーディネーターの存在が当然必要となる。基幹相談センターは作っていかなければならない。青梅市の計画を見るといつも検討でなかなか進んでない。具体的な検討に入る余地があるのかどうか、検討していくという文言で止まってしまう現状なのか。

→昨年度の障害者計画の検討委員会で御意見をいただいたが、地域生活支援拠点支援、児童発達支援センター、基幹相談支援センターについては、センターというのは箱物的なイメージもあるが、面的整備として既存のサービスで個々に展開しているものを包括的に支援するようなコーディネーター的な役割の人を設置していく方法もあるかと考える。基幹相談支援センターの方向性を具体的に検討し、市の直営というのも選択肢ではあったが、非常に難しいというのが現状である。地域生活支援拠点や児童発達センターについては、具体的に動けるように、こういった形で整備していけばよいのか御意見をいただいきたい。

イ 国の基本指針の見直しポイントについて (資料 2)
資料にもとづき説明。

ウ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の構成案について (資料 3)
資料にもとづき説明。

(2) 青梅市障害者差別解消条例について (資料 4)
(主な質疑、意見等)

- ・障害者手帳を出さないで一般就労できたが、やっぱり仕事が遅いと

かいろいろ言われるという人がいる。手帳を見せた上でなら差別に当たるが、普通の社員として入ったため差別解消法の法律には抵触しないのか。調べたが出てこない。一般的にはパワハラ問題だが、障害者差別の法律には抵触しないということによろしいか。私たちが意識をもってこのような問題に悩んでいる人がいると知った上で改正の中に含めていければいいと思う。

→資料4の中にあるが、障害者差別解消法の法律においての、不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供の前者に当たると思うが、もしそういう事例があれば今後作る差別解消条例において、問題解決をする相談員を派遣し調査するなどの内容を盛り込んだ条例にしていきたい。基本的には罰則があるものではなく、ある意味、理念的なものになる。東京都においては障害者の手帳の有る無しに関わらず差別的な不当な取扱いをした場合、即罰金が科されるというものではない。事例を含めて、それを解決するための条例を作るので、御意見をいただきたい。

- ・こちらにそのつもりがなくても差別だと感じてしまうこともある。他市でこの論議をしたときに出たが、行政や学校って非常に大きな責任があると思う。具体的に他市で出てきたのが軽度の方が障害基礎年金を申請するときに、市の窓口で申請するだけ無駄だとか取れないと言われたと複数あがっている。窓口の対応はどのような研修されているのか、差別に対する対応要領としてはどんなものなのかお伺いしたい。

→青梅市においても資料4の2番にあるが、職員に対する差別の解消の推進に関する対応として要領を設けている。内容は、差別をしてはいけない、窓口に関しても丁寧な対応を、目の不自由な人に関してはこういった内容、耳の不自由な人に関してはこういった内容をと、大まかな例を載せている。また、別の冊子としてそれをさらに細かくし身体・知的・精神の障害別の対応を載せた具体的な冊子も職員向けに作っている。研修については差別解消法が開始されたときに、対応要領を作るに当たって全職員に研修を行ない、新人研修の中で障害者差別についても話をしている。新しく管理職になった課長に研修をしている。見直しが必要であれば進めていきたい。

- ・遅れているとのことだが10月6日には素案は出るのか。このま

ま3月議会に上げられるのか。

→予定どおり3月議会に向けてできる限り進める形をとりたい。

(3) ヘルプカードの更新について

今年度作成するヘルプカードに印刷する2つのイラストについて、市のキャラクターである「ゆめうめちゃん」を入れたいと考えているが、もう一つについて意見を伺いたい。

→青梅市の社会福祉協議会のキャラクターの「おーちゃん」を掲載する。

(4) その他

特になし

4 報告事項

(1) 市内における虐待通報等の状況および対応について (資料 5)

・春先のコロナ関係でずっと家にいて、親御さんからの虐待通報は無かったのか。

→5月、6月で家族からの虐待を見たとの通報は無かった。

(2) その他

以下の市の事業について報告をした。

・令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について

・令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策買物代行サービス事業について

(3) 専門部会からの報告

・日中活動・就労支援部会

今年度の障害者理解推進見学会は、コロナの影響により開催中止した。今後、遠隔で行う機会を検討していく。

放課後等デイサービス事業所連絡協議会は、2月に事業所の支援員向けの遊びの研修を行った。今年度は、コロナ禍で出来る内容を

検討していく。

- ・相談支援部会

9月18日に第1回相談支援部会を開催した。負担減を考え隔月開催を提案したが、勉強になる機会であるとの意見が多く、今後も毎月事例検討会を開催していく。

- ・差別解消・権利擁護部会

差別解消条例の検討についての部会開催日程を本会議後に話し合うこととした。

7 その他

(1) その他

特になし

(2) 次回委員会の開催について

第3回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和2年12月3日（木）午後2時～午後4時

青梅市役所2階 204・205会議室

以 上